

令和2年2月20日

各関係団体・法人各位

国土交通省

都市局 街路交通施設課

### 新型コロナウイルス感染症防止対策関係の対応について

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに関連した感染症については、我が国でも感染者が確認されており、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置され、関係各所を挙げて、さらなる感染拡大の防止に向けた対策を強化していくこととしておりますが、このたび、新型コロナウイルス感染症防止対策関係の対応につきまして、下記のとおりご連絡いたします。

貴法人におかれては、下記についての周知並びに必要な対策の実施等にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するテレワーク等の活用について

2月18日開催の第11回新型コロナウイルス感染症防止対策本部において、総理大臣、総務大臣から発言がありましたとおり、感染防止については、多くの人が集まる場所における感染の危険性を少しでも減らすため、通勤ラッシュを回避するテレワーク（特に在宅勤務）や時差出勤の取組が有効な対策となることから、傘下企業・貴団体において、可能な範囲でテレワークや時差出勤による勤務を積極的に認めるなど、これらの活用について特段のご配慮いただくよう、お願いいたします。

また、通勤を伴う場合も、政府から発信される最新の情報を収集していただくとともに、混雑する時間帯を避ける時差出勤や、従業員をはじめとするお一人お一人が咳エチケットや頻繁な手洗いなどの実施を心がけていただくなど、有効な対策についての周知をお願いいたします。

#### 2. イベント等の開催について

また、イベント等の開催に関して、本日の厚生労働大臣の会見において、

○イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただきたい。なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではない。

○また、開催にあたっては、感染機会を減らすための工夫を講じていただきたい。例えば、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼をすることなど、感染拡大の防止に向けた対策の準備をしていただきたい。

○なお、上記については、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すものとする。

旨の発言がありました。

これらの点について周知いただくとともに、イベントの開催等に関して参考にしていただきますよう、お願いいたします。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルス感染症の対応について)

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

○厚生労働省ホームページ

(イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html)